

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第一二号）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (略)
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
第一節～第三節 (略)	第一節～第三節 (略)
第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条の六）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条の六）
第五節・第六節 (略)	第五節・第六節 (略)
第五章～第七章 (略)	第五章～第七章 (略)
附則	附則
(与信相当額の算出)	(与信相当額の算出)
第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。	第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。
2 (略)	2 (略)

3 標準的手法採用組合が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により \triangleleft 信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第五十三条 標準的手法採用組合は、行政庁の承認を受けた場合に、期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することを要される。

2 標準的手法採用組合が期待エクスポート方式を用いる場合は、ネッティング・セッティングとし、 \triangleleft 信相当額は第一号に掲げる算式により、回転に掲げる算式の算出し數すの実効EPEは第一号に掲げる算式により、回転に掲げる実効EE_{rk}は第三号に掲げる算式によつ算出せられる額とする。

$$1 \quad \triangleleft \text{信相当額} = \times \text{実効EPE}$$

は、1.4。ただし、カウンター・パートナーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なを用いることとする。

3 標準的手法採用組合が第五十三条に定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により \triangleleft 信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポート方式)

第五十三条 標準的手法採用組合は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することを要される。

2 標準的手法採用組合が期待エクスポート方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従つものとする。

$$I) \frac{\text{実効} EPE = \frac{n}{\sum_{k=1}^n \text{実効} EE_{t_k} \times t_k}}{n}$$

nは、エクスポート・エクスポートの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

$$t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

$$II) \frac{\text{実効} EPE_{t_k} = \max(\text{実効} EE_{t_{k-1}}, EE_{t_k})}{t_k}$$

EPE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポート・エクスポートの額の平均（以下「期待エクスポート」）という。ただし、実効EE_{t₀}はカレント・エクスポートヤー（期待エクスポートの算出の対象となるネットティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第百三十三条第六項において同じ。）とする。

3) 標準寸法採用規則、通貨規一定規則によるて、次に

標示の數字や總たつてこの額に付せ、總額に推計するにじだじれぬ。ただし、推計したが一・一に付回ぬれば、せ一・一に付かぬ。が、すべての取引標示方に付するエクスポートヤーに係る総資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の中間管理における利用されたことの資本を除く。ストックの標示ねこて回づ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されたこととする。ただし、EPEは次に掲げる算式による算出される値とする。

$$EPE = \frac{n}{\sum_{k=1}^n EE_{t_k} \times t_k}$$

K =
1

では、エクスボーラーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超えない最後の時点を t_n としたときの η

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの工
クスポーダーの額の推計において主要な要因を把握しているこ
と。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーター

○ 特定力で不^可能の極度に言葉力で一貫性力をもつて

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4

標準的手法採用組合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートの額が指定された額を超えたときに、当該相手方にに対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいつ。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポート計測モデル（期待エクスポートを計測するモデルをいつ。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第一項第二号に規定する実効EEX_{t_k}に代えて、EE_{t_k}を用いることにより同項第一号に規定する実効EEP_{t_k}を計算する方法を使用することができます。

標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい方を第一項第一号に掲げる実効 EPE

(新設)

ヒカル方法を使田するに並んである。

「 間値（マージン・アグリーメントにて該当額から引取つて
担保の提供の請求権が発生するに該当する額から引取るに及ぶ保
ーバー の額をこなす ） 」 に次に算出された額より多くは、
又はを定めた額

$$\text{アドオン} = E_{t_m} - E_{t_0}$$

E_{t_m}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されている
レボ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットティング・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。）内における最後
の時点の期待エクスポート

E_{t_0}は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポート

「 マージン・アグリーメントの総額が最も堅持した場合の実効
EPE

（承認用欄書きの欄印）

第廿二條の二 期待EPEの使用にて前条第一
項の承認を取扱ふる銀行は、次に掲げる事項を記載した承認

（新設）

申請書を行政庁に提出しなければならない。

一
名称

二
自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2
前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ

い。
理由書

二
前項第二号に規定する責任者の履歴書

三
期待工クスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用
が承認の基準に適合していることを示す書類

四
期待工クスボージャー方式実施計画

五
その他参考となるべき事項を記載した書類

3
前項第四号に掲げる期待工クスボージャー方式実施計画には、次
に掲げる事項を記載しなければならない。

一
期待工クスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を
開始する日

二
期待工クスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十三条の三
行政庁は、期待工クスボージャー方式の使用について
第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準
に適合するかどうかを審査しなければならない。

一
期待工クスボージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負
う部署（以下「期待工クスボージャー管理部署」という。）が、

(新設)

信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスボージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスボージャー方式の適用対象となるエクスボージャーの額と期待エクスボージャー計測モデルから算出される期待エクスボージャーの比較の結果に基づき、期待エクスボージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスボージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスボージャーの額と期待エクスボージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスボージャー計測モデルの正確性が、期待エクスボージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスボージャー計測モデルの用いる前提が不適切である

ることによりリスクを過小に評価していないこと。

口 第一号に定めるバック・テスティングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポートボーディー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

八 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートボーディー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（法第三十条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポートボーディーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポートボーディー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポートボーディー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポートボーディーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポートボーディー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポートボーディー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

と。

- 十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。
- 十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。
- 十三 を独自に推計している場合は、第五十三条第二項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 行政庁は、期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第一号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合、第五十三条第一項の承認

(新設)

(新設)

を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六

(新設)

期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポート方式又は標準方式を適用する旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスポート方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスポート方式変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用組合の理事がレポ形式の取引に係るエクスポート方式変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(エクスポート方式変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用組合の理事（法第三十条に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポート方式変動額の管理手続に積極的に関与していること。

の管理手続に積極的に関与していくこと。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートのEAD）

第一百三十二条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポートのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスポートのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効EET_{ek}は第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートのEAD）

第一百三十三条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポートのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

（新設）

$$\overline{\text{実効マチユリテイ}(M)} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} x}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} x}$$

$$\frac{x}{d} \frac{d}{f}$$

t_kには、t_k - t_{k-1}
d_{f_k}は、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

E E_{t_k}は、将来の時点 t_k における期待エクスポート。ただし

レジト・エラスモー・ヤー。

mは、エクスプロージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超えない最後の時点を t_m としたときのm

では、エクスパートの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

満期の時点を超えない最後の時点を t_n とする。

実効EE_{t0}は、カレント・エクスポートージャー

(リテール向けエクスプロージャーのEAD)

第一百四十條（略）

234 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポート・ジャーナルについて準用する。この場合において、「標準

(コトール向けHクスポートジャーのEAD)

第五十四条（略）

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポートヤーのEADについて準用する。

的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え
るものとする。

(エクスポージャーの厚さ(丁))

第一百三十六条(略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又
は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五
十条から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、
「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と
読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(丁))

第一百三十六条(略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又
は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五
十条から第五十二条までの規定を準用する。この場合において、
「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み
替えるものとする。

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第三号）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）
第四章 信用リスクの標準的手法	第四章 信用リスクの標準的手法
第一節～第三節 （略）	第一節～第三節 （略）
第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条の六）	第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十一条）
第五節・第六節 （略）	第五節・第六節 （略）
第五章～第七章 （略）	第五章～第七章 （略）
附則	附則
（与信相当額の算出）	（与信相当額の算出）
第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。	第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。
2 （略）	2 （略）

3

標準的手法採用組合が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することができる。

4

標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により \triangleleft 信相当額を算出することを要しない。

一・二（略）

（期待エクスポート方式）

第五十三条 標準的手法採用組合は、行政庁の承認を受けた場合に、期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することを要される。

2 | 標準的手法採用組合が期待エクスポート方式を用いる場合は、ネッティング・セッティングとし、 \triangleleft 信相当額は第一号に掲げる算式により、回転に掲げる算式の算出し數すの実効EPEは第一号に掲げる算式により、回転に掲げる実効EE_{rtk}は第三号に掲げる算式によつ算出せられる額とする。

一 \triangleleft 信相当額 = \times 実効EPE

は、1.4。ただし、カウンター・パートナーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なを用いることとする。

3

標準的手法採用組合が第五十三条に定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することができる。

4

標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条までの規定により \triangleleft 信相当額を算出することを要しない。

一・二（略）

（期待エクスポート方式）

第五十三条 標準的手法採用組合は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポート方式を用いて \triangleleft 信相当額を算出することを要される。

2 | 標準的手法採用組合が期待エクスポート方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従つものとする。

$$\text{II} \quad \text{実効EPE} = \frac{n}{\sum_{k=1}^n \text{実効EE}_{t_k} \times t_k}$$

nは、エクスポート・エクスポートの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

$$t_k \text{は、 } t_k - t_{k-1}$$

$$\text{III} \quad \text{実効EPE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

EPE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポート・エクスポートの額の平均（以下「期待エクスポート」）という。ただし、実効EPE_{t₀}はカレント・エクスポートヤー（期待エクスポートの算出の対象となるネットティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第百三十三条第六項において同じ。）とする。

3

(新設)

損失率を算出する場合、損失率 = $\frac{\text{損失額}}{\text{初期資本}} \times 100\%$ である。
ただし、推計したがために回ねばれば、せしむか。
が、すべての取引損失率は、エクスポートヤーに係る総資本（リスク管理、資本配賦、業績評価などの内部管理における利用されたことの資本を除く。ストックの償却ねじて回づ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されたこととする。ただし、EPEは次に掲げる算式による算出される値とする。
$$\text{EPE} = \frac{n}{\sum_{k=1}^n \text{EE}_{t_k} \times t_k}$$

K =
1

では、エクスボーラーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超えない最後の時点を t_n としたときの η

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの工
クスポートフォリオの額の推計において主要な要因を把握しているこ
と。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーター

○ 特定力で不^可能の極度に言葉力で一貫性力をもつて

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4

標準的手法採用組合は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートの額が指定された額を超えたときに、当該相手方にに対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいつ。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポート計測モデル（期待エクスポートを計測するモデルをいつ。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第一項第二号に規定する実効EEX_{t_k}に代えて、EE_{t_k}を用いることにより同項第一号に規定する実効EEP_{t_k}を計算する方法を使用することができます。

標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい方を第一項第一号に掲げる実効 EPE

(新設)

上記の方法を使用するに並んである。

「 間隔（マージン・アグリーメントにて該当権利が取扱い
担保の提供の請求権が発生する期間）内に該当権利が取扱い
一ヶ月（権利を二ヶ月）に次に算定の算出による計算されたトラン
クスを戻すたる

$$\text{アドオン} = E_{t_m} - E_{t_0}$$

E_{t_m}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されている
レボ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットティング・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。）内における最後
の時点の期待エクスポート

E_{t_0}は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポート

「 マージン・アグリーメントの締結がなされた際の実効
EPE

（承認用欄の欄印）

第廿二條の二 期待EPEポートの使用にて前条第一
項の承認を取扱いある場合は、次に掲げる事項を記載した承認

（新設）

申請書を行政庁に提出しなければならない。

一
名称

二
自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2
前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ

い。
理由書

二
前項第二号に規定する責任者の履歴書

三
期待工クスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用
が承認の基準に適合していることを示す書類

四
期待工クスボージャー方式実施計画

五
その他参考となるべき事項を記載した書類

3
前項第四号に掲げる期待工クスボージャー方式実施計画には、次
に掲げる事項を記載しなければならない。

一
期待工クスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を
開始する日

二
期待工クスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十三条の三
行政庁は、期待工クスボージャー方式の使用について
第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準
に適合するかどうかを審査しなければならない。

一
期待工クスボージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負
う部署（以下「期待工クスボージャー管理部署」という。）が、

(新設)

信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待工クスボージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待工クスボージャー方式の適用対象となるエクスボージャーの額と期待工クスボージャー計測モデルから算出される期待工クスボージャーの比較の結果に基づき、期待工クスボージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待工クスボージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスボージャーの額と期待工クスボージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待工クスボージャー計測モデルの正確性が、期待工クスボージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待工クスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待工クスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待工クスボージャー計測モデルの用いる前提が不適切である

ることによりリスクを過小に評価していないこと。

口 第一号に定めるバック・テストティングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポート・ボーディング・モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

八 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポート・ボーディング・モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（法第三十四条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポート・ボーディングに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポート・ボーディング・モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポート・ボーディング・モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポート・ボーディングに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポート・ボーディング・モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポート・ボーディング・モデルに及ぼす影響を検証していること。

期待エクスポート・ボーディング・モデルに及ぼす影響を検証していること。

と。

- 十一 取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。
- 十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。
- 十三 を独自に推計している場合は、第五十三条第二項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用組合は、当該組合が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 行政庁は、期待工クスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合が前条第一項第一号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合、第五十三条第一項の承認

(新設)

(新設)

を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六

(新設)

期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポート方式又は標準方式を適用する旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法採用組合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスポート方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスポート方式変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条

(略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用組合の理事がレポ形式の取引に係るエクスポート方式変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(エクスポート方式変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条

(略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用組合の理事（法第三十四条に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポート方式変動額の管理手続に積極的に関与していること。

額の管理手続に積極的に関与していくこと。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスボージャーのEAD）

第一百三十二条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

6 内部格付手法採用組合が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効EET_{ek}は第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

四～六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスボージャーのEAD）

第一百三十三条（略）

2～4（略）

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十三条（略）

2～5（略）

（新設）

$$\overline{I} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E_E t_k x}{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E_E t_k}$$

$$\frac{x}{d} \frac{d}{f}$$

引率 $\frac{t_k \text{は、 } t_k - t_{k-1}}{d f_k}$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{tk}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポートジャーナル。

し、EE_{to}はカレジト・エクスボニシヤー。

mは、エクスプロージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超過しない最後の時点を t_{k-1} としたときの m

では、エクスパートの額を計測する将来の時点_kのうち、

満期の時点を超えない最後の時点を t_n としたときの n

$$\text{実効EE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

実効EE_{to}は、カレント・エクスポートージャー

(リテール向けエクスプロージャーのSEAD)

第一百四十条（略）

234

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポートジャーのFDAについて準用する。この場合において、「標準

(リテール向けエクスポート・ジャーニーのEAD) 第百四十条 (略)
2~4 (略)
5 第五十条から第五十三条までの規定は、
ジャーニーのEADについて準用する。

2～4 (略)
5 第五十条から第五十三条までの規定は、
ジャーのEADについて準用する。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、
ジャードにて準用する。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、
ジャーのEADについて準用する。

的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え
るものとする。

(エクスポージャーの厚さ(丁))

第一百三十六条(略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又
は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五
十条から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、
「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と
読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(丁))

第一百三十六条(略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又
は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五
十条から第五十二条までの規定を準用する。この場合において、
「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み
替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十六条 第五 十六条の四の六）</p> <p>第四節の二・第五節 （略）</p> <p>第五章～第八章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによりカリカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節 （略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十六条 第五 十六条の四）</p> <p>第四節の二・第五節 （略）</p> <p>第五章～第八章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十六条 先渡、スワップ、オプションその他派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十六条の四までに定めるところによりカリカレント・エクスポート・ジャーワ方式、標準方式又は期待エクスポート・ジャーワ方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2 （略）</p>

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に第五十六条の四から第五十六条の四の六までに定めるところにより期待エクスポート・ジャーワー方式を用いるときは、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート・ジャーワー方式を用いて \triangle 信相当額を算出することができる。

4 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に、次の各号に定めるときには、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十六条の四の六までの規定によつて \triangle 信相当額を算出することを要しない。

一・二（略）

（期待エクスポート・ジャーワー方式）

第五十六条の四 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けたときに、期待エクスポート・ジャーワー方式を用いて \triangle 信相当額を算出することができる。

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に期待エクスポート・ジャーワー方式を用いる場合は、ネットティング・セット・アンド・ \triangle 信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する効EPEは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EPEは第二号に掲げる算式により算出される額とする。

$$- \text{与信相当額} = \times \text{実効EPE}$$

は、1.4. ただし、カウンター・パートナーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に第五十六条の四に定めるところにより期待エクスポート・ジャーワー方式を用いるときは、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート・ジャーワー方式を用いて \triangle 信相当額を算出することができる。

4 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に、次の各号に定めるときには、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十六条の四までの規定により \triangle 信相当額を算出することを要しない。

一・二（略）

（期待エクスポート・ジャーワー方式）

第五十六条の四 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、金融庁長官の承認を受けたときに、期待エクスポート・ジャーワー方式を用いて \triangle 信相当額を算出することができる。

2 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に期待エクスポート・ジャーワー方式を用いるときは、金融庁長官が別に定める方法に従うものとし、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する効EPEは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EPEは第二号に掲げる算式により算出される額とする。

は、1.4. ただし、カウンター・パートナーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的

な を用いることとする。

$$\text{II} \quad \text{実効 EPE} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効 EE}_{t_k} \times t_k}{n}$$

ηは、エクスポート・エクスポートの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点を t_n としたときのη

$$t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

$$\text{III} \quad \text{実効 EPE}_{t_k} = \max(\text{実効 EE}_{t_{k-1}}, \text{EE}_{t_k})$$

E E_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポート・エクスポートの額の平均（以下「期待エクスポート」）という。）。ただし、実効 EPE_{t_0} はカレント・エクスポート（期待エクスポートの算出の対象となるネットディング・セグトに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットディング・セグトに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第百三十五条第六項において同じ。）とする。

3 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合せ、補償第一号に規定するように、次に掲げる要件を満たすことをもれなく、黒田に推論するに至る。ただし、推論した場合、一回も回らなければ、

が、すべての取引相手方にに対するEPEをエクスポートに係る総資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されてくる資本を）のストックの頂上において回る。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値じつて推論されなければならない。ただし、EPEは次に掲げる算式に

(新設)

より算出される値とある。

$$EPE = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times t_k$$

（一）は、エクスボージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点を t_n としたときの n

$$t_k \text{ は, } t_k - t_{k-1}$$

（二）すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスボージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

（三）経済資本の額の計算に係るモーテルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

（四）経済資本の額の計算方法についての文書が作成されてること。

4 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネットティング・セントに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスボージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対する担保の提供を求めることができる旨の契約をいつ。次項において同じ。）に基づき、期待エクスボージャー計測モーテル（期待エクスボージャーを計測するモーテルをいつ。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第一項第二項に規定する実効 $E E_{t_k}$ に代えて、 $E E_{t_k}$ を用こねじによつ同項第一句に規定する実効 EPE を計測する方法を使用する」とができます。

（新設）

森林中央金庫が標準的手法を採用した場合並、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額の「アカウント残高」の方を第一「預貸第一」即ち掲げる実効EPEとする方法を使用することができる。

一 預貸（マージン・アグリーメント）にて該手帳手方に於いて担保の提供の請求権が発生する算出額を手帳手方に於ける口座保持者（預貸をこなす）に次に掲げる算出額より多く算出されたアカウントを加えた額

$$\text{アドオン} = E_{t_m} - E_{t_0}$$

E_{t_m}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメント）に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットティング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットティング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスボージャー

E_{t_0}は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスボージャー

二 マーベル・トマコーメハナの算出額をもとに算出した預貸の実効EPE

（承認母機関の算出）

第五十六条の四の二 期待工クスボージャー方式の使用について前条

第一項の承認を受けようとする農林中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 1 一 名称
- 2 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 3 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 い。 一 理由書
 - 2 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 3 三 期待工クスボージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 4 四 期待工クスボージャー方式実施計画
 - 5 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待工クスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 一 期待工クスボージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
- 2 二 期待工クスボージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十六条の四の三 農林水産大臣及び金融庁長官は、期待工クスボージャー方式の使用について第五十六条の四第一項の承認をしよう

(新設)

とするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスボージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスボージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスボージャー管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスボージャー方式の適用対象となるエクスボージャーの額と期待エクスボージャー計測モデルから算出される期待エクスボージャーの比較の結果に基づき、期待エクスボージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（期待エクスボージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスボージャーの額と期待エクスボージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスボージャー計測モデルの正確性が、期待エクスボージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ|期待エクスポート・ボーディング・計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していいないこと。

ロ|第一号に定めるバック・テストティングに加え、農林中央金庫のポートフォリオと期待エクスポート・ボーディング・計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ|仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポート・ボーディング・計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五|理事（法第二十一条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポート・ボーディング・計測モデルが通常のリスク管理手続に積極的に関与していること。

六|期待エクスポート・ボーディング・計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七|期待エクスポート・ボーディング・計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八|期待エクスポート・ボーディング・計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九|金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポート

ジヤー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十一 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポート・ジヤー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十二 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十三 を独自に推計している場合は、第五十六条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十六条の四の四 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポート・ジヤー方式の使用について承認を受けた場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(新設)

(承認の取消し)

第五十六条の四の五 農林水産大臣及び金融庁長官は、標準的手法を採用した農林中央金庫が期待工クスポート・ジャーワ式の使用について承認を受けた場合であつて、前条第一項第一号の届出を怠つたとき又は同項第二号に該当するときは、第五十六条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十六条の四の六 標準的手法を採用した農林中央金庫が期待工クスポート・ジャーワ式の使用について承認を受けた場合は、すべての派生商品取引又はすべての長期決済期間取引について期待工クスポート・ジャーワ式を適用しなければならない。ただし、期待工クスポート・ジャーワ式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポート・ジャーワ式又は標準方式を適用する旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待工クスポート・ジャーワ式実施計画に定めている場合は、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待工クスポート・ジャーワ式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセツトの額を算出するに当たつて重要な派生商品取引又は長期決済期間取引に対して、カレント・エクスポート・ジャーワ式又は標準方式を適用することができる。

(新設)

(エクスポートジャーバイモーテルの承認の基準)

(エクスポートジャーバイモーテルの承認の基準)

第八十四条

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事がレポ形式の取引に係るエクスポートジャーバイモーテルの管理手続に積極的に関与していること。

四・六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートジャーバイモーテルのEAD）

第一百三十四条（略）

2・4（略）

5 第五十六条から第五十六条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポートジャーバイモーテルについて準用する。この場合において、「標準的手法」とあるのは「内部格付手法」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十五条（略）

2・5（略）

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に事業法人等向けエ

第八十四条

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二（略）

三 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事（法第二十一條に規定する理事をいう。以下同じ。）がレポ形式の取引に係るエクスポートジャーバイモーテルの管理手続に積極的に関与していること。

四・六（略）

3・4（略）

（事業法人等向けエクスポートジャーバイモーテルのEAD）

第一百三十四条（略）

2・4（略）

5 第五十六条から第五十六条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポートジャーバイモーテルについて準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十五条（略）

2・5（略）

（新設）

ハベボーバヤー シエアドリヒトニテ 繰戻十六年の回かい繰戻十六年の
 回かい繰戻十六年の規定を繰戻つてこる繰戻せ、事業法人等回ナトクスピ
 ノバヤー の適用ラスク・トヤマ ルの繰の算式に用こるマホコトトヤ
 セ、繰一叩ニ繰の算式によるつ算式やれた実効マチコトヤヒコ
 回叩ニ繰の算式によるつ算式やれた実効マチコトヤヒコ
 ヒカロ。ただひ、機効マチコトヤが一年ニ繰たなこ繰せ一せ
 じ、田井を題バの繰せ田井ヒカロ。

$$\overline{I} \text{ 実効マチユリティ}(M) = \frac{\sum_{k=1}^m \text{ 実効EE}_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{ 実効EE}_{t_k} \times t_k}$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$$d f_k = \frac{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m E E_{t_k}}$$

t_k は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割
 引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポートージヤー。ただ

し、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポートージヤー。

m は、エクスポートージヤーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

一年を超えない最後の時点を t_m としたときの m

n は、エクスポートージヤーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

満期の時点を超えない最後の時点を t_n としたときの n

$$\overline{I} \text{ 実効EE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$$

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポートージヤー

(リテール向けエクスポートジャーワード)

第一百四十一條 (略)

2~4 (略)

5 第五十六条から第五十六条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポートジャーワードについて準用する。この場合において、「標準的手法」とあるのは「内部格付手法」と読み替えるものとする。

(エクスポートジャーワード)

第一百三十七條 (略)

2 エクスポートジャーワードの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートジャーワードの計算においては第五十六条から第五十六条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法」とあるのは「内部格付手法」と読み替えるものとする。

(エクスポートジャーワード)

第一百三十七條 (略)

2 エクスポートジャーワードの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポートジャーワードの計算においては第五十六条から第五十六条の四までの規定を準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポートジャーワード)

第一百四十一條 (略)

2~4 (略)

5 第五十六条から第五十六条の四までの規定は、リテール向けエクスポートジャーワードについて準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。